

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 3

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店

(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

【氏名又は名称】

社長 持田 昌典

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード

ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

平成16年7月27日

【提出日】

平成 16年 8月 2日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

5名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	サミー(株)
会社コード	6426
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都豊島区東池袋2-23-2

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,306,050		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,306,050	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,306,050		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年6月30日現在)	S 87,569,241
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.49
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.03

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年5月31日	普通株	2,600	取得	(貸借)
2004年6月3日	普通株	23,700	取得	(貸借)
2004年6月11日	普通株	7,900	取得	(貸借)
2004年6月15日	普通株	5,300	処分	(貸借)
2004年6月16日	普通株	2,500	処分	(貸借)
2004年6月17日	普通株	700	処分	(貸借)
2004年6月18日	普通株	5,500	処分	(貸借)
2004年6月23日	普通株	289,400	取得	(貸借)
2004年6月25日	普通株	134,400	処分	(貸借)
2004年6月28日	普通株	6,100	取得	(貸借)
2004年7月1日	普通株	50,000	取得	(貸借)
2004年7月2日	普通株	9,000	処分	(貸借)
2004年7月6日	普通株	300	取得	
2004年7月8日	普通株	62,600	取得	(貸借)
2004年7月15日	普通株	16,900	取得	(貸借)
2004年7月20日	普通株	87,800	取得	(貸借)
2004年7月21日	普通株	68,500	処分	(貸借)
2004年7月22日	普通株	11,500	処分	(貸借)
2004年7月26日	普通株	2,000	処分	(貸借)
2004年7月27日	普通株	402,000	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 1,302,300株の借入(ゴールドマン・サックス・インターナショナル等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,575
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,575

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	3,741,331		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D	800	J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	5,646,258	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	5,646,258	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	1,904,927	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年6月30日現在)	S	87,569,241
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		6.31
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		5.91

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年5月31日	普通株	177,000	処分	(一部貸借)
2004年6月1日	普通株	31,400	取得	
2004年6月2日	普通株	19,600	取得	
2004年6月3日	普通株	28,900	取得	(一部貸借)
2004年6月4日	普通株	44,500	処分	
2004年6月7日	普通株	69,300	処分	(一部貸借)
2004年6月8日	普通株	58,500	取得	(一部貸借)
2004年6月9日	普通株	5,100	取得	(一部貸借)
2004年6月10日	普通株	36,800	取得	(一部貸借)
2004年6月11日	普通株	29,300	取得	(一部貸借)
2004年6月14日	普通株	129,740	処分	(一部貸借)
2004年6月15日	普通株	66,800	取得	(一部貸借)
2004年6月16日	普通株	43,250	処分	(一部貸借)
2004年6月18日	普通株	8,200	処分	(一部貸借)
2004年6月21日	普通株	4,200	取得	(一部貸借)
2004年6月22日	普通株	18,200	処分	
2004年6月23日	普通株	2,300	処分	(一部貸借)
2004年6月24日	普通株	12,000	処分	
2004年6月25日	新株予約権付社債券	26,123	取得	
2004年6月25日	普通株	86,000	取得	(一部貸借)
2004年6月28日	普通株	33,700	処分	(一部貸借)
2004年6月29日	普通株	124,000	取得	(一部貸借)
2004年6月30日	普通株	48,400	取得	
2004年7月1日	普通株	50,000	取得	(貸借)
2004年7月2日	普通株	30,400	処分	(一部貸借)
2004年7月6日	普通株	13,900	取得	
2004年7月7日	普通株	95,000	取得	(一部貸借)
2004年7月8日	普通株	300	処分	(貸借)
2004年7月12日	普通株	16,400	取得	(一部貸借)
2004年7月13日	普通株	20,200	取得	(貸借)
2004年7月14日	普通株	1,200	処分	
2004年7月15日	普通株	3,000	取得	(貸借)
2004年7月16日	普通株	1,900	処分	(貸借)
2004年7月20日	普通株	39,600	取得	(一部貸借)
2004年7月21日	普通株	17,200	取得	(一部貸借)
2004年7月22日	普通株	158,000	取得	(貸借)
2004年7月23日	普通株	110,500	取得	(一部貸借)
2004年7月26日	普通株	110,350	取得	(一部貸借)
2004年7月27日	普通株	140,950	取得	(一部貸借)

第2【提出者に関する事項】**3【提出者(大量保有者) / 3】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	David W. Blood
代表者役職	チェアマン
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			123,500
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 123,500
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	123,500	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年6月30日現在)	S	87,569,241
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.14
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.14

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年6月29日	普通株	57,700	処分	
2004年7月20日	普通株	8,200	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,117,681		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 2,117,681	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,117,681		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年6月30日現在)	S 87,569,241
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	2.42
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	2.43

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年6月1日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2004年6月4日	普通株	25,000	取得	(貸借)
2004年6月8日	普通株	37,100	処分	(一部貸借)
2004年6月9日	普通株	45,032	取得	(一部貸借)
2004年6月10日	普通株	119,968	取得	(一部貸借)
2004年6月14日	普通株	77,740	処分	(貸借)
2004年6月15日	普通株	18,801	取得	(貸借)
2004年6月16日	普通株	18,000	処分	(貸借)
2004年6月17日	普通株	27,900	処分	(貸借)
2004年6月18日	普通株	30,000	取得	(貸借)
2004年6月21日	普通株	5,000	処分	(貸借)
2004年6月22日	普通株	5,000	取得	(貸借)
2004年6月28日	普通株	19,500	処分	(貸借)
2004年6月29日	普通株	92,999	取得	(貸借)
2004年6月30日	普通株	26,000	取得	(貸借)
2004年7月5日	普通株	200	取得	
2004年7月6日	普通株	4,100	処分	(貸借)
2004年7月7日	普通株	41,400	取得	(貸借)
2004年7月13日	普通株	10,000	取得	(貸借)
2004年7月15日	普通株	3,000	取得	(貸借)
2004年7月20日	普通株	21,500	処分	(貸借)
2004年7月21日	普通株	31,000	取得	(一部貸借)
2004年7月22日	普通株	55,900	取得	(一部貸借)
2004年7月27日	普通株	8,000	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により2,115,831株の借入(ゴールドマン・サックス・インターナショナル等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	4,044
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	4,044

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区赤坂2丁目17-7 赤坂溜池タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			753,100
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 753,100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	753,100	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年6月30日現在)	S	87,569,241
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		0.86
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.70

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年7月2日	普通株	4,200	処分	
2004年7月21日	普通株	49,700	取得	
2004年7月22日	普通株	17,700	取得	
2004年7月23日	普通株	22,800	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| (1) | Goldman Sachs (Japan) Ltd. |
| (2) | Goldman Sachs International |
| (3) | Goldman Sachs Asset Management, L.P. |
| (4) | Goldman Sachs & Co. |
| (5) | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	7,165,062		876,600
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O
	9,069,989		876,600
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		
	9,946,589		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		
	1,904,927		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年6月30日現在)	S	87,569,241
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		11.12
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		10.12

POWER OF ATTORNEY

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, hereby appoint each of Masanori Mochida and Thomas Montag or any other representative of Goldman Sachs (Japan) Ltd. holding the position of Managing Director or Executive Director (or the equivalent thereof) acting either jointly or singly, to be our lawful attorney and on our behalf (whether acting in an individual capacity or as a representative of others): (i) to prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule"); (ii) to send duplicates of such reports to the parties described in the rule; and (iii) to take any and all actions which may be necessary or desirable in connection with the foregoing.

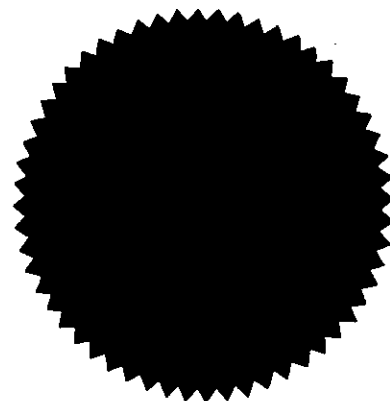
We hereby ratify and approve any and all documents which may have been executed by the attorney by virtue hereof in connection with the foregoing.

IN WITNESS WHEREOF, this power of attorney has been duly executed as a Deed on this 26th day of July 2001.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: 
Managing Director

By: 
Assistant Secretary/Secretary



(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドの社長である持田昌典もしくはトーマス・モンタグまたは、その他、ゴールドマン・サックス・ジャパンリミテッドの代表者たる地位に有る者が（個人の責任としてまたは他者の代表者として）以下に関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」（以下「ルール」という。）に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 前記に関して必要又は望ましい一切の行為をすること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2001年7月26日に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

, 2003

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Limited

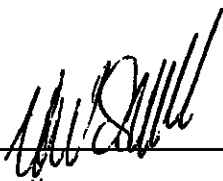
Proxy Address: ARK Mori Building,
1-12-32 Akasaka, Minato-ku
Tokyo

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "The rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By:  _____

Name: HOWARD B. SURLIFF

Title: MANAGING DIRECTOR

Goldman Sachs Asset Management, L.P.
32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.

(訳文)

年 月 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

(署名) _____

ハワード・B・サーロフ
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10005
32 オールドスリップ、ニューヨーク

, 2002

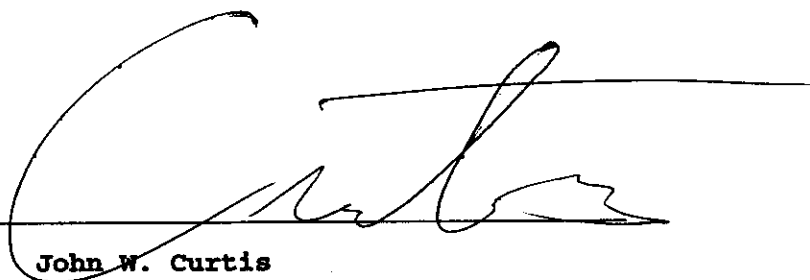
To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Limited
ARK Mori Building,
1-12-32 Akasaka, Minato-ku
Tokyo

GOLDMAN, SACHS & CO. hereby appoints GOLDMAN SACHS (JAPAN) LIMITED as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "The rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule. ; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs & Co.,

A handwritten signature in black ink, appearing to read "John W. Curtis", is written over a horizontal line. The signature is fluid and cursive, with a large initial "C" and a long horizontal stroke extending to the right.

John W. Curtis

Managing Director

Director of Global Compliance

Goldman Sachs & Co.
85 Broad Street
New York, NY 10004
U.S.A.

(訳文)

2002年6月30日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における複代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
マネージング・ディレクター ジョン・ダブリュー・カーティス

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004
ニューヨーク、ブロード・ストリート 85

15年11月14日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 土岐 大介

